

# 危険物新聞

第 299 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

発行人 川 井 清 治 郎

大阪市西区新町1丁目5-7

四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717・5910

定価 1部 50円

## 全国火災予防運動

11月26日から12月2日

今年も全国秋の火災予防運動が11月26日から12月2日まで実施される。

今年は上半期で41,222件の火災が発生しているが、これは前年同期に比べて2,905件の増加しているが、火災による死者は1,075人で前年同期に比べて157人減となっている。

このようなことから、本年度の運動実施にあたり、次の3点が重点目標とされている。

(1) バー、キャバレー、旅館、雑居ビル等の防火管理体制の強化

本年上半期における多数の死者を伴った火災には、飲食店や旅館のような大勢の人を収容する施設が多く、原因の多くは、夜間における防火管理体制の不備、消防用設備の未設置、既存設備の維持管理の不徹底から、効果的な報知が得られず、被害を拡大させている状況であるから、これらの防火対象物ではとくに、夜間の防火管理体制の強化と、消防用設備の設置促進が望まれる。

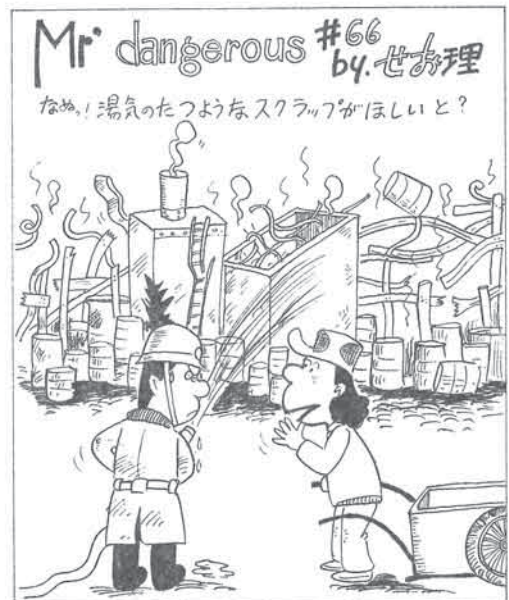
(2) 幼児、老人、身体不自由者等の焼死防止対策の強化

最近の焼死者の傾向として、幼児、老人等身体的弱者が多いことから、防災物品、火災警報器の使用の促進をはかる。

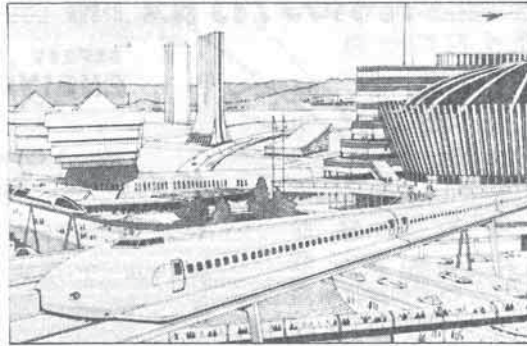
(3) 地域ぐるみの防火協力体制の確立

初期消火の重要性を認識し、お互いに注意と関心をもつよう方向づけるとともに、初期消火体制の確立を図る。

「それぞれの持場で生かせ火の用心」



◎ 株式会社 初田製作所  
本社工場/大阪府枚方市招提田近三丁目五番地  
大阪支社/電話〇七二〇五六一八(代)  
千五七三電話〇七二〇五六一八(代)  
堺出張所/電話〇六四七三〇八七(一)四  
堺出張所/電話〇七二二二一三四四四



防災設備機器で  
未来をひらく  
《技術のハツタ》

# 防油堤の改修促進

## 配管の耐震対策も

消防庁では、さきに発生した宮城県沖地震で、東北石油の油槽所において管渠部から油の漏洩事故があったことにかんがみ、配管の施工法を指示するとともに、既存設備の改修工事を促進するよう、次のとおり通達を10月24日付発令した。

### 防油堤の改修等について

〔消防危 第137号 昭和53年10月24日通達〕

先般の危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）の一部改正（昭和51年政令第58号並びに昭和51年自治省令第7号及び自治省令第18号）に伴い、防油堤の改修又は新設が義務付けられたところであり、既にその一部については「防油堤の構造等に関する運用基準について」（昭和52年11月14日付け消防危第162号 各都道府県消防主管部長あて 消防庁危険物規制課長通達（以下「昭和52年通達」という。））に従い改修又は新設が進められているところである。

ところで、昭和53年6月12日に発生した1978年宮城県沖地震において、東北石油仙台製油所内の屋外貯蔵タンクから重油等が流出し、防油堤内に滞留した流出油の一部が、防油堤の地表面下の地盤の部分を横断して設置されていた管渠埋設部付近から防油堤外に漏出する事故が発生した。

このような事故に対処するためにも、既設防油堤の改修及び新たな防油堤の設置について、経過措置期限（昭和55年12月31日又は昭和56年6月30日）内であってもできるだけ早期に完了するよう促進する必要があるものである。

については、防油堤の改修等の措置が未だ完了していない屋外タンク貯蔵所の所有者等に対しては、下記事項に留意のうえ、その改修計画等を個別に聴取され、早期に措置するようよろしくご指導願いたい。

また、上記事故の発生にかんがみ、防油堤の地表面下の地盤の部分を管渠等が横断する箇所の漏出防止措置を併せて実施するようご指導願うとともに、この措置の実施に当たっては、別紙「防油堤の地表面下の地盤の部分を管渠等が横断する箇所の措置について」（以下「別紙運用基準」という。）により運用されるようお願いする。

なお、別紙運用基準による措置は防油堤の改修等が既に完了している防油堤についても実施すべきものであり、また未改修の防油堤のうち、防油堤の改修等の計画が未だ明らかになっていないものについては、当該改修と切り離して出来るだけ早期に実施することが望ましいものである。

おって管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

#### 記

#### 第1 許可等に関する事項について

防油堤の改修等（昭和52年通達別紙第1及び第2に定めるところにより行う防油堤の新設及び改修並びに別紙運用基準により行う措置をいう。以下この項において同じ。）の工事を行うにあたっては、消防法（以下「法」という。）第11条第1項の変更に係る許可が必要であるが、許可等については昭和52年通達別紙第5に定めるところによるほか次によること。

- (1) 法第11条第1項の変更に係る許可を受けた屋外タンク貯蔵所は当該変更に係る完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用することができないものであること。ただし、法第11条第5項の規定に基づき当該屋外タンク貯蔵所のうち改修等の工事を行う防油堤以外の部分について仮使用を認めることができるものであること。この場合においては次によること。



## 消防用設備

SAFETY AND FIRE ENGINEERING  NFPA®  
米消防協会会員

### 株式会社 マルナカ

防災・設備・設計  
 施工・保守・点検  
 屋内外消火栓設備  
 スプリンクラー設備  
 ドレンチャー設備  
 泡消火設備  
 ガス消火設備  
 粉末消火設備

消火器具一式  
 避難設備  
 自動火災報知設備  
 非常放送設備  
 漏電警報器  
 防災設備全般  
 安全衛生保護具機器  
 公害防止機器

本社 〒530 大阪市北区中崎西4-2-27  
 TEL (06)371-7775(代)・372-3277(代)  
 東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番4号  
 TEL (03)944-0161(代)  
 神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19  
 TEL (078)681-5771

- ① 仮使用の承認は屋外タンク貯蔵所において危険物を単に貯蔵するのみで、取扱いのない場合であっても必要であること。
- ② 引火点が21度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所に係る防油堤の改修等の工事に際して火気を使用する場合は仮使用を認めないこと。ただし、火災予防上十分な安全対策を講じた場合はこの限りでない。
- ③ 防油堤の改修等の工事の際には、土のう積み等の仮設防油堤を設ける場合に限り仮使用を認めること。なお仮設防油堤の容量は、上記昭和51年自治省令第7号による改正前の規則に定める基準に適合するものであれば足りるものであること。
- (2) 防油堤の改修等の工事のみを行う場合において、当該防油堤内に収納される屋外貯蔵タンクのうち主たるタンク以外のタンクに係る屋外タンク貯蔵所については、法第11条第1項の変更に係る許可は必要ないものであるが、その安全性の確保については十分に配慮するよう指導すること。特に政令第24条第2号から第4号まで及び第13号に定める基準を遵守させるようあらかじめ十分指導すること。
- (3) 法第11条第1項の変更の許可等については、防油堤の改修等の工事の内容が、別紙運用基準により行う措置のみの場合であっても、昭和52年通達別紙第5並びに上記(1)及び(2)に準じて取り扱うべきものであること。

## 第2 税制、金融上の措置について

防油堤の改修を促進するため、次のとおり税制、金融上の措置が講じられていること。

- (1) 防油堤に係る固定資産税について軽減措置がとられており、その内容は次のとおりであること（地方税法附則第15条第15項参照）。

### ① 特例の対象となる防油堤

昭和51年3月31日において消防法第11条第1項

の規定による許可を受けていた屋外タンク貯蔵所に係る防油堤のうち、昭和51年自治省令第7号による改正後の規則に定める基準に適合させるため昭和51年4月1日から昭和55年12月31日までの間に新築され又は増築されたもの（経過措置期限が昭和55年12月31日までのものに限る。）

### ② 特例の内容

上記①に掲げる防油堤（増築されたものにあつては、当該増築部分に限る。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額が課税標準とされるものであること。なお、「増築部分」の範囲については自治省税務局固定資産税課長に照会したところ次のとおりであること。

ア. 規則第22条第2項第1号、第2号及び第9号に定める基準に適合させるためかさ上げ等の改修を行った防油堤の部分

イ. 規則第22条第2項第12号に定める基準に適合させるため講じた貫通配管の保護措置

ウ. 規則第22条第2項第16号に定める基準に適合させるため設けた階段又は土砂の盛上げ

エ. 昭和52年通達別紙第1の3及び第2の2の(2)に基づく措置として講じた二次防油堤又は連結工

### ③ 特例の適用される固定資産税

新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税

- (2) 防油堤の改修等に係る費用（昭和51年自治省令第7号及び自治省令第18号による改正後の規則に定める基準に適合させるために行う工事に要するすべての費用をいう。）については、日本開発銀行の融資対象とされており、その内容（昭和53年度）は次のとおりであること。

- ① 融資準備総額（安全対策工事全般に対する額）  
400億円



**消防機器の  
トップ・メーカー**

消防自動車から消火器まで

**モリタ** **森田ポンプ株式会社**

本社 大阪市生野区小路東5-5-20  
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

- ② 融 資 比 率 工事に要する費用の50パーセント程度を上限とする。
- ③ 融 資 利 率 年利6.75パーセント
- ④ 融 資 期 間 10年程度を限度とする。

なお、融資手続等については、「危険物の規制に関する政省令の改正に伴う金融上の措置について」(昭和51年11月1日付け 消防危第79号 各都道府県消防主管部長あて 消防庁危険物規制課長通達)を参照されたい。

別紙

防油堤の地表面下の地盤の部分  
を管渠等が横断する箇所の措置について

危険物の規制に関する規則第22条第2項第9号に規定する防油堤の構造について、防油堤の地表面下の地盤の部分  
を管渠等が横断する箇所の漏出防止措置等は下記によるものとする。

記

1. 防油堤の地表面下の地盤の部分  
を横断して出入荷用配管、消火用配管、排水用管、電線路、連結工用函渠等のうち呼び径が40Aを超えるもの(以下「管渠等」という)を設けないこと。ただし、次に掲げる措置を講じた場合は必要最小限の管渠等に限り防油堤の地表面下の地盤の部分  
を横断して設置することができるものであること。

なお、この場合においては、2①又は②の措置を併せて実施することが望ましいものであること。

- (1) 管渠等は防油堤築造前に埋設すること。
- (2) 鉄筋コンクリート造防油堤にあってはその壁内面から、盛土造防油堤にあってはその表のり尻から4m以上、及び鉄筋コンクリート造防油堤にあってはそのフーチング外端から、盛土造防油堤にあってはその裏のり尻から1m以上の範囲について次の要領で埋戻しを行うこと(例図1参照)。

- ① 良質な埋戻し材料を用い、適切な機械で十分な締固めを行うこと。なお、埋設した管渠等の周囲は、特に念入りに締固めを行うこと。
  - ② 平坦に敷き均し、一層毎の締固め厚さは概ね20cm以下とすること。
2. 既設の防油堤の地表面下の地盤の部分  
を横断して新たに管渠等を設置することはできないものであること。ただし、1(2)に準じて埋戻しを行い、かつ、管渠等が横断する部分又はその上部地表面に次のうちいずれか適当な措置を講じた場合は必要最小限の管渠等に限り防油堤の地表面下の地盤の部分  
を横断して設置することができるものであること。

① 遮水壁の設置(例図2参照)

遮水壁は次によること。

- ア. 遮水壁は矢板(鋼製又はプレキャストコンクリート製)又は現場打ちコンクリートで造ること。
- イ. 遮水壁の施工範囲は、管渠等の外端から左右にあっては2m以上、下方にあっては1m以上、上方にあっては地表面まで(鉄筋コンクリート造防油堤のフーチングに遮水壁を緊結する場合にはフーチングの位置まで)とすること。
- ウ. 遮水壁の上端部と防油堤との間の地表面は厚さ10cm以上の耐油性の不透水性材料で覆うこと。
- エ. 遮水壁を現場打ちコンクリートにより造る場合は、当該遮水壁の厚さを10cm以上とすること。

② ブランケットの設置(例図3参照)

ブランケットは次によること。

- ア. ブランケットは、耐油性の不透水性材料で造ること。
- イ. ブランケットの施工範囲は、管渠等の地表面上への投影面の外端から左右それぞれ2m以上、防油堤の壁内面から、盛土造防油堤にあってはその表のり尻から4m以上とすること。

## あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置 } YMオートアンロック  
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 }  
泡・ガス・エアードーム消火装置 }

YM式オートアンロック西日本総括  
齊田式救助袋 近畿地区  
日本ドライケミカル(株)  
ヤマト消火器(株)

代理店

株式会社

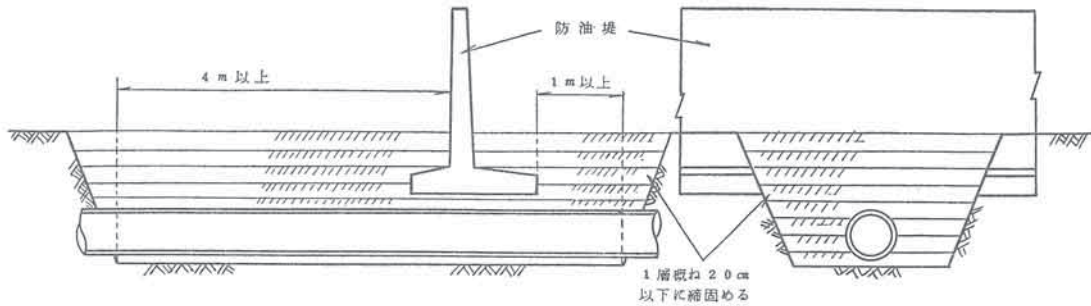
# 三和商会

TEL 06 (443) 2 4 5 6

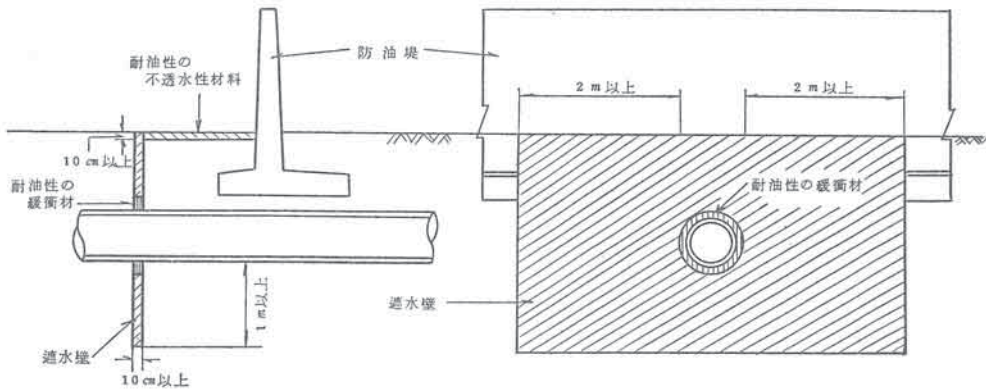
- ウ. ブランケットの厚さは10cm以上とすること。
  - エ. ブランケットの施工は、当該ブランケットにより覆われることとなる地表面及びその付近の転圧を十分にを行った後に行うこと。
3. 防油堤の地表面下の地盤の部分に横断して既に管渠等が埋設されている場合及び既に管渠等が埋設されている部分の上部に新たに防油堤を設置する場合にあっては2

- ①又は②の措置のうちいずれか適当な措置を行うこと。
4. 管渠等が防油堤の地表面下の地盤の部分に横断していない箇所であっても、防油堤の基礎等の部分で多分に危険物が漏洩する恐れのある部分にあっては、当該箇所について2 ①又は②の措置のうちいずれか適当な措置又はこれらと同等の効力を有することとなる措置を講じることが望ましいものであること。

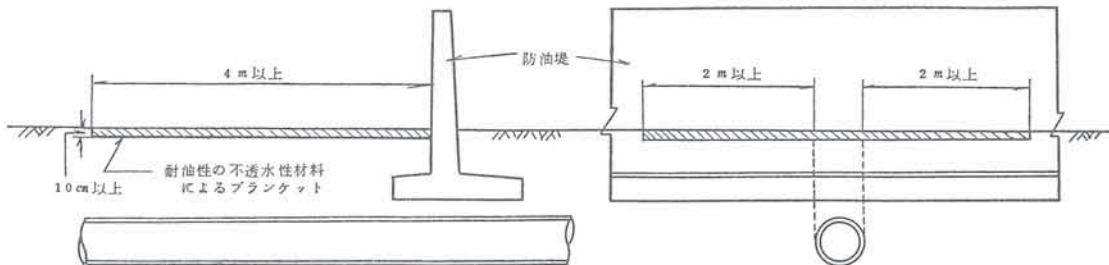
例図 1 防油堤築造前に埋設する管渠等の埋戻し要領



例図 2 遮水壁の設置



例図 3 ブランケットの設置



## 損害賠償責任の履行確保のため

### ローリーは1億円の保険

運輸省では、今年5月、近年における物流の状況の変化に対応するとともに、貨物自動車運送事業経営の適正化を図るため、(1)積合運送の許可の取扱いと、(2)自動車損害賠償責任の履行についての通達を発令、既存石油タンクローリーについても、火災・爆発・漏洩を担保危険とした1事故当り、最低1億円の賠償責任保険に加入するよう強力に指導することになった。

最近、高圧ガス類、石油類、化成品類を運送するタンクローリーの事故が頻発し、その特長は、火災、爆発を伴うものが多く、また、漏洩事故だけでも損害賠償額が巨額にのぼり、保険の手当がなければ到底賠償支払が不能な事例もあって、このような行政指導の措置がとられたものである。

損害賠償責任の履行についての主旨は

- (1) 貨物自動車運送事業の用に供する自動車が20両以下の貨物自動車運送事業者が対象となる。
- (2) 高圧ガス類、石油類、化成品類を運送するタンクローリー
- (3) 加入する保険は、対物について1事故当りの保険金額最低1億円の賠償責任保険（担保危険を積載物の火災・爆発・漏洩に限定した保険で足りる）
- (4) 既存事業者については、監査等の際、強力な加入指導が行われ、最終的には事業改善命令により強制加入させられる。

参考までに、53年5月22日付運輸省自動車局貨物課長の通達文書は次のとおり。

#### 53.5.22 自貨第73号通達

##### I 積合運送の許可の取扱いについて

- 1 局長通達Iにより公示を行うこととなる積合運送の許可事案については、次により取り扱うこと。
  - (1) 公示を行う事案の範囲は、積合せの区間又は範囲が一陸運事務所管内（経済圏域の大小によって、適宜拡大又は縮小することは差し支えない。）を超える場合を目安として、各地域の実情に応じ、陸運局長が判断すること。
  - (2) 聴聞にあたっては、道路運送法（以下「法」という。）第122条の2及び道路運送法施行規則第63条か

ら第63条の6までの規定に準じて取り扱うこと。

- (3) 道路運送法の執行に関する訓令第3条第1項の規定により商議を受けた陸運局においても必要に応じて公示を行い、聴聞申請があれば聴聞を行った上で同条第2項の回答を行うこと。
- (4) 許可の対象貨物を明確に定め、許可区間（又は範囲）、許可に係る自動車の登録番号及び許可期限とともに、これらを許可の条件として付すること。

また、これらの条件の拡大変更は行わないこと。条件の拡大変更を必要とする場合は、新規許可事案として取り扱うこと。
- (5) 許可に付した条件に違反した場合には、当該許可の取消し、更新の拒否等所要の措置をとること。
- (6) 許可の更新にあたっては、特に必要と認める事項以外公示を行う必要はない。また、許可期間中許可に付した条件に違反する行為がなかった場合は、原則として自動的に許可して差し支えない。

- 2 自動車運送取扱事業者に対する法第89条第2号の許可は、昭和37年4月25日付け自貨第132号通達「航空貨物の地上運送について」記2に該当する事案以外に對しては、原則として行わないこと。

##### II 自動車損害賠償責任の履行について

- 1 局長通達II1の自動車損害賠償責任保険の上積みである責任保険又は責任共済（以下「任意保険等」という。）への加入の確保は、具体的には次のとおり行うこと。
  - (1) 任意保険等への加入を確保すべき事業者は、当面、事業用自動車（他に免許又は許可を有する場合は当該免許又は許可に係る事業用自動車を含む。）が20両以下の貨物自動車運送事業者とする。
  - (2) 加入すべき任意保険等は、被害者1名につき保険金額最低1,000万円の対人賠償責任保険又は共済とする。
  - (3) 新規事業者については、免許又は許可の際加入する計画であるかどうか審査するとともに、任意保険等へ全事業用自動車加入することを免許又は許可の条件として付すること。但し、トレーラ及び使用型態が特殊である等のため加入が不要であると陸運局長が認めた事業用自動車については、この限りでない。
  - (4) 既存事業者については、許認可又は監査の際等随時加入するよう強力に指導を行い、これに従わない事業者に対しては、最終的には法第33条第1項の命令を発することにより加入させること。

2 局長通達Ⅱ 2 の損害額が多額にのぼるおそれがある運送に係る損害賠償責任の履行確保措置は、他に適切な措置がとられている場合を除き、次により行わせること。

- (1) 損害賠償責任の履行確保措置の対象とする事業用自動車は、石油類、化成品類又は高压ガス類を運送するタンク車のすべてとする。
- (2) 当面、高压ガス類を運送する事業用自動車について 1 (3)及び(4)に準じた措置をとるものとし、加入すべき保険は、対物について 1 事故当りの保険金額最低 1 億円の賠償責任保険（担保危険を積載物の火災・爆発・漏洩に限定した保険で足りる。）とする。
- (3) 石油類又は化成品類を運送する事業用自動車についても、同様の保険への加入を指導すること。

## 燃料消費の倍数基準など

### 大阪市消防局、基準の一部改正

大阪市消防局では情勢の変化に伴い、10月26日付で危険物の範囲と貯蔵取扱の最大倍数の算定基準の一部を改正した。

#### 危険物の範囲に関する運用基準の改正

第 2 第 5 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、タグ密閉式引火点試験器又はペンスキーマルテンス密閉式引火点試験器（J I S K 2802）では引火しないが、クリーブランド開放式引火点試験器で引火（引火点が摂氏80度以下のものに限る。）する物品については、当該試験器により測定する。

第 2 第 5 項第 4 号ウを次のように改める。

ウ ゲル化した J P-4 は、第 1 石油類（ガソリン）、ゲル化した灯油又は軽油は、第 2 石油類（灯油又は軽油）、ミナス重油（ミナスで産出される原油（流動点約32°C、イオウ含有量約0.03%）を分留して得られるもので、引火点はおおむね摂氏 110 度前後で、通常は常温で液状で

はない。）は、第 3 石油類（重油）とする。

第 2 第 5 項第 7 号中「さく酸エステル類」を「第 1 石油類」に改める。

第 2 第 5 項第 20 号を次のように改める。

㉔ 次に定める物品については、危険物の規制は行わない。

ア 自動車の燃料タンク内にある危険物。

イ 発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの付属装置に内蔵され、機器の冷却又は絶縁のため使用される危険物。

ウ O F ケーブル（絶縁油を充填した電力ケーブル）に内蔵された危険物。

別記 2 中別表備考(ハ)を次のように改める。

(ハ) J I S C 2352は除くこと。

附 則

- 1 この基準は、訓令の日から施行する。
- 2 改正前の基準により既にさく酸エステル類とされたさく酸ビニルモノマーが改正後第 1 石油類となることにより、消防法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合しなくなる施設及び同法第 11 条第 1 項の設置の許可が必要となる施設については、当分の間、なお従前の例によることができる。

#### 最大倍数の算定基準の改正

第 2 第 4 項各号列記以外の部分中「最大消費量(倍数)」を「最大消費量(倍数)とサービスタンクの容量(倍数)とを比較して、いずれか大なる方の倍数」に改め、同項に次のなお書を加える。

なお、一般取扱所に該当するものは、原則としてサービスタンクの容量は最大消費量をこえてはならない。

附 則

この基準は、訓令の日から施行する。

## 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

株式会社技研

〒542 大阪市南区北炭屋町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414~5

# 堺・高石消防に二部制

## 総務部長 中森氏、警防部長 岩井氏

堺市高石市消防組合消防本部は10月16日付で機構改革を行い、本部に総務部と警防部の二部制をまた、各消防署には、予防課、第一警備課、第二警備課を設けることになり、同日付で人事異動を発令した。司令長級以上、及び司令級の関係者は次のとおり。

〔消防監〕▷総務部長 中森正和(警備課長)▷警防部長 岩井正道(堺署長)▷堺署長 佐々木隆男(総務課長)▷金岡署長 総谷幸夫(浜寺署長)▷浜寺署長 阪口清一(予防課長)

〔司令長〕▷鳳署長 白野時夫(高石署長)▷総務部主幹 森正啓(浜寺副署長)▷警防部予防課長 松林一夫(主幹)

# 大阪市危険物等規制規則集 発刊

今般大市に改正された大阪市危険物等規制規則を1冊のパンフレットとして、また、48年度初版の危険物ハンドブックの改訂版を次のとおり発刊しました。

- 危険物ハンドブック改訂普及版 1,600円
- 大阪市危険物等規制規則集 350円
- 大阪市火災予防条例集 250円
- 屋外タンク事務処理要領 1,200円
- 昭和53年版消防関係法規集 780円  
(全国加除刊)
- 危険物関係質疑応答集 ( " ) 950円
- 改訂消防法解説 ( " ) 3,350円
- 定期点検記録表 各種

〈大阪市危険物安全協会〉

▷高石署長 千原治一(鳳副署長)▷同警備課長 西川博次(警備課長代理)▷同主幹 上田敏雄▷総務部総務課長 長辻正明(総務課長代理)

〔司令〕▷危険物課主幹 福西正臣▷同主幹 植田房義▷査察隊副隊長 面高吉久▷査察隊主幹 青木邦彦

# 河内長野市へ組立式水槽

河内長野警察消防連合協議会は、10月16日、河内長野市消防本部へ容量6000リットルの組立式水槽1基を寄贈した。

また同市消防本部では10月26日、第7回ポンプ操法競技会をいづみや駐車場で実施し、中家分隊が優勝した。

# お年寄りに「火の用心菊」、贈る

河内長野市消防本部は今年も菊花のシーズンを迎え、市内120人のお年寄りに、「火の用心」のパネルをそえた菊を贈り警火心の向上に役立てた。



**YAMATO** 業界のトップメーカー/最高の品質をお届けします

**新発売**


## 遂に登場! 革新の消火器!!

# ヤマトファイティングフォーム

★日本特許・米国特許獲得★ 機械泡(界面活性剤)消火器

●防災のシステムメーカー **ヤマト消火器株式会社**

大阪市東成区深江北1-7-11 〒537 TEL.06(976)0701代



火を断つ  
革新の消火器

**ヤマトファイティングフォーム**